

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会
第5回宿泊・衛生専門委員会 次第

1. 審議事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）
- (2) 第79回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）

2. 説明・報告事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会 第1次仮配宿実施結果について
- (2) 宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会

第5回宿泊・衛生専門委員会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



目次

1 【審議事項】

- (1) 第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）----- 4
- (2) 第79回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）----- 9
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）----- 12

2 【説明・報告事項】

- (1) 第79回国民スポーツ大会 第1次仮配宿実施結果について ----- 16
- (2) 宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について ----- 18

3 【参考資料】

- (1) 宿泊・衛生業務スケジュール ----- 23
- (2) 宿泊基本方針 ----- 24
- (3) 宿泊基本計画 ----- 26
- (4) 医事・衛生基本方針 ----- 29
- (5) 医事・衛生基本計画 ----- 30

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(順不同:敬称略)

	機関	役職	名前	備考
1	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫	委員長
2	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	人見 能暢	
3	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	副会長	北川 宏	
4	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部)	副部長	奥野 仁基	
5	一般社団法人 滋賀県医師会	参与	小西 眞	副委員長
6	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	専務理事	岡本 茂胤	
7	公益社団法人 滋賀県看護協会	常務理事	松波 典代	
8	公益社団法人 滋賀県獣医師会	事務局長	佐谷 泰親	今回から 就任
9	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	専務理事	臼居 仁司	今回から 就任
10	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝	
11	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳	
12	滋賀県保健所長会	副会長	嶋村 清志	
13	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当 次長	山本 将	今回から 就任
14	一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会	副主幹	吉成 永部	
15	滋賀県市長会	事務局長	井上 善治	
16	滋賀県町村会	事務局長	猪飼 隆幸	
17	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	小竹 茂夫	
18	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	課長	萩原 智行	今回から 就任
19	滋賀県健康医療福祉部薬務課	課長	鷲田 淳	
20	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	高山 朋子	今回から 就任
21	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長	村田 昌弥	
22	滋賀県農政水産部畜産課	課長	青木 義和	今回から 就任

審議事項

第 79 回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舎の充足対策およびその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舎の充足対策を実施する。

（1）旅館の客室提供の促進

会場地委員会は、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、県委員会および会場地委員会は、学校および民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

（2）公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を宿舎として利用する場合は、以下により公共施設等の転用を行う。

ア 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- （ア）水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- （イ）入浴施設を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設を利用できること。
- （ウ）食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等を利用できること。
- （エ）衛生上良好な環境が整備されていること。
- （オ）火災予防上良好な環境が整備されていること。
- （カ）原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- （キ）その他、宿泊に著しい支障がないこと。

イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

- （ア）配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- （イ）都道府県別チーム単位で 1 軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

ウ 転用施設利用の留意点

転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策および安

全対策に努める。

(3) 国スポ民泊の実施

会場地委員会は、民家を宿舎として利用する場合は、原則として以下により国スポ民泊を実施する。

ア 国スポ民泊協力地区の設定

会場地委員会は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする国スポ民泊協力地区を設定する。

イ 国スポ民泊協力組織の設置

(ア) 国スポ民泊協力地区に、国スポ民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区の環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため国スポ民泊協力組織を設置する。

(イ) 国スポ民泊協力組織と会場地委員会の連携および国スポ民泊協力組織相互の情報交換等を行うため、必要に応じ国スポ民泊推進連絡組織を設置する。

(ウ) 会場地委員会は、国スポ民泊協力組織および国スポ民泊推進連絡組織の設置が円滑に行われるよう指導、助言を行う。

ウ 国スポ民泊依頼の方法

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して国スポ民泊の趣旨を十分説明し、宿舎としての提供を依頼する。

エ 国スポ民泊家庭の選定基準

国スポ民泊家庭の選定は、転用施設の選定基準に準じて行う。

オ 国スポ民泊における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、選手・監督とする。

(イ) 国スポ民泊は、競技での公平性を保つため、競技毎または種別毎とする。

(ウ) 配宿の単位は、原則として、1国スポ民泊協力地区に1都道府県チームとする。なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

カ 受入れ体制の推進

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足寝具の確保および医事衛生等、国スポ民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるように努める。

(4) 広域配宿の実施

会場地委員会は、会場地市町内の旅館等のみでは参加者の宿舎が不足し、近隣市町の旅館等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により広域配宿を行う。

ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入れ会場地委員会および県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員

会と受入れ会場地委員会間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても参加者の収容が困難な場合は、県外の広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

イ 業務分担および経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地委員会が行い、これに要する経費を負担する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

第 79 回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項（素案）

にかかる意見照会の結果について

宿泊施設充足対策要項（素案）について、各市町に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	市町名	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	草津市	2 充足対策 (1) 4行目	<p>(意見) 県内の学校一律に配慮をお願いするのであれば、各市で行うよりも滋賀県教育委員会から一括して依頼する方が効率的・効果的と考える。</p> <p>(理由) 市内の学校が市内で宿泊を伴うイベントというものは考えにくく、県内での宿泊への配慮ということを目的とした規定であるならば、各市で収まる問題でなく、県全体の視点が必要と考える。</p>	<p>県と市町で連携し、学校等に対して両大会開催時の宿舎の確保への協力を依頼することを予定しているため、「学校および民間団体等に対し」の前に「県委員会および会場地委員会は」を追加します。</p>
2	長浜市	2 充足対策 (4) 広域配宿の実施 ア 関係機関との協議	<p>(意見) 競技会期に関係なく、会場地の配宿を優先すること。 広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、事前に受け入れ会場地委員会と十分な協議が必要。</p> <p>(理由) 会場地の配宿先に影響が出ないようにするため。</p>	<p>広域配宿を希望する会場地市町は、受入れ会場地委員会および県委員会と配宿の可否について協議し、調整することとしているため、修正しません。</p>

3	長浜市	<p>2 充足対策</p> <p>(4) 広域配宿の実施</p> <p>ア 関係機関との協議</p> <p>4行目「また、」以降</p>	<p>(意見)</p> <p>会場地委員会において、県外の広域配宿を希望する場合は、県委員会と協議するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>県内のみでは収容が困難な場合のみ県外の広域配宿を可能とする表現であるため。</p> <p>(参加者の宿泊環境や交通の利便性等を考慮する必要があるため)</p>	<p>大会の目的や開催基本方針から県内の広域配宿が基本となるため、修正しません。</p>
---	-----	-----------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、第 79 回国民スポーツ大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務および分担

県委員会および会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場および練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護の支援

4 救護本部および救護所の設置

県委員会および会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部および救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナーおよび事務職員等から、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

6 医薬品および救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会および会場地委員会は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、それぞれ別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（素案）

にかかる意見照会の結果について

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	米原市	3（2）ウ 宿泊施設における医療救護	ホテル等の宿泊施設における医療救護は、宿泊施設の業務内である と考える。→（削除）	野洲市の修正案に準じて、修正する。 また、同様に「第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項」の 3（1）エの部分についても同様に修正する。
2	野洲市		宿泊施設における医療救護は宿泊施設提供者が管理主体と考えるため。会場地委員会として具体的な役割がある場合は修正案のとおりア、イと同列にならないような表現が適切と考える。「ウ 宿泊施設における医療救護」の削除、もしくは表現の修正。 修正案 「ウ 宿泊施設における医療救護支援」	（理由） 会場地委員会は、国スポの選手・監督等の配宿責任を担っており、宿泊施設に対して、最寄りの医療機関の紹介等の情報提供を行う等、宿泊施設の管理主体に対して支援を行う役割があるため修正する。
3	彦根市	8 医療費 救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。	要項素案本文における「医療費」とは、救護所において応急の救護を受け、その後救急車で搬送された病院等で発生する医療費を指すものと想定されますが、本要項において定める内容は、総合開・閉会式会場、競技会場、練習会場、大会関連イベント会場および宿泊施設における医療救護に限定されるべきと考えます。 また、修正意見の記載内容は、要項素案7 経費の分担の内容とも符合するものと思われます。 8 医療救護受診者の経費負担 救護所および救急自動車等において要した経費に限っては、受診者の負担を求めない。	修正しない。 （理由） 本要項において定める医療救護業務の内容は、医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合、搬送先の医療機関に診療依頼を実施するまでの一連の業務である。 搬送先の医療機関で発生する医療費については、受診者が負担することを明確にするため修正しない。

第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、第 24 回全国障害者スポーツ大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務および分担

県委員会および会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開・閉会式会場における医療救護
- イ 競技会場および練習会場における医療救護
- ウ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- エ 宿泊施設における医療救護の支援

(2) 会場地委員会

競技会場および練習会場における医療救護（連携、協力）

4 救護本部および救護所の設置

県委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部および救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナーおよび事務職員等から、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

6 医薬品および救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（素案） にかかると意見照会の結果について

第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	彦根市	7 医療費 救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。	要項素案本文における「医療費」とは、救護所において応急の救護を受け、その後救急車で搬送された病院等で発生する医療費を指すものと想定されますが、本要項において定める内容は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、大会関連イベント会場および宿泊施設における医療救護に限定されるべきと考えます。 7 医療救護受診者の経費負担 救護所および救急自動車等において要した経費に限っては、受診者の負担を求めない。	修正しない。 (理由) 本要項において定める医療救護業務の内容は、医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合、搬送先の医療機関に診療依頼を実施するまでの一連の業務である。 搬送先の医療機関で発生する医療費については、受診者が負担することを明確にするため修正しない。

説明・報告事項

第 79 回国民スポーツ大会 第 1 次仮配宿実施結果について

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会の開催に伴う選手・監督および役員等の配宿業務を円滑に遂行するため、会場地市町ごとに仮配宿計画を作成し、宿泊施設の過不足を把握する。

2 方法

- (1) 県は、実施競技別に宿泊予想人数および想定会期を設定する。
- (2) 市町は、(1) を基に市町内の宿泊施設に宿泊予想人数を割り振る(※)。
 - ※実際の配宿では参加区分や部屋タイプ等を考慮して部屋を割り振る必要があるが、第 1 次仮配宿ではこれらを考慮せず、宿泊予想人数を宿泊施設の客室提供可能数に当てはめる。なお、宿泊施設の客室提供可能数は、総客室の概ね 1/2 の客室とする。
- (3) 市町は、宿泊予想人数に対して宿舍の不足が見込まれる場合に、以下の充足対策を検討する。
 - ア 営業宿泊施設の客室提供の促進・・・旅館等に客室提供の協力を依頼すること。
 - イ 公共施設等の転用・・・宿泊可能な公共施設等を宿舍として利用すること。
 - ウ 国スポ民泊の実施・・・民家を宿舍として利用すること。
 - エ 広域配宿の実施・・・会場地市町内の旅館等のみでは参加者の宿舍が不足する場合、近隣市町村の旅館等を利用すること。

3 結果の概要

【会期前】

		5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
市町数	配宿が必要な	0	2	2	2	3	3	3	3	3	4	3	3	2	3	3
	不足数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0
宿泊予想人数		0	55	324	357	797	1272	1133	1069	999	741	1997	2602	3027	2201	437
仮配宿人数		0	55	324	357	797	1272	1133	1069	999	741	1603	1820	2172	1407	437
宿舍不足人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	394	782	855	794	0

- ・ 6 日目～9 日目の 4 日間で宿舍不足が発生する。
- ・ 宿舍不足人数のピークは 8 日目であり、2 市の合計で 855 人分の宿舍が不足する。
- ・ 不足している市町は、宿舍不足分について充足対策を行い、可能な限り会場地市町内で配宿するとしている。

【会期内】

		5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	開 会 式	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	10 日 目	閉 会 式	
市町数	配 宿 が 必 要 な																	
	充足数	0	7	10	17	10	9	12	13	12	10	8	9	11	13	15	18	
	不足数	0	0	0	1	8	9	6	5	7	9	11	10	8	6	4	0	
宿泊予想人数		0	36	583	2804	8396	11822	10617	9665	9226	11465	13190	12966	10679	7887	2731	343	
仮配宿人数		0	36	583	2615	6745	8266	7728	7003	6810	8199	8949	9239	7871	5939	2324	343	
宿舎不足人数		0	0	0	189	1651	3556	2889	2662	2416	3266	4241	3727	2808	1948	407	0	

- ・ 2日前～10日目の12日間で宿舎不足が発生する。
- ・ 宿舎不足人数のピークは6日目であり、11市町の合計で4,241人分の宿舎が不足する。
- ・ 仮配宿人数には、参加者の宿泊に適さないと思われるキャンプ場等の施設への配宿も含まれているため、宿泊環境等を考慮した配宿を考えると宿舎不足人数はさらに多くなる。
- ・ 充足対策として、客室提供率アップおよび広域配宿の実施を検討している市町が多かった。一方、公共施設等の転用を検討している市町は少なく、国スポ民泊の実施を検討している市町はなかった。
- ・ 不足している市町の多くは、県内の広域配宿の実施を検討しているが、近隣市町においても不足しており、希望する市町よりも離れた市町への配宿が考えられる。宿舎と競技会場間の輸送を考慮し、県外の広域配宿を検討したいとしている市町もあった。

4 今後の方針

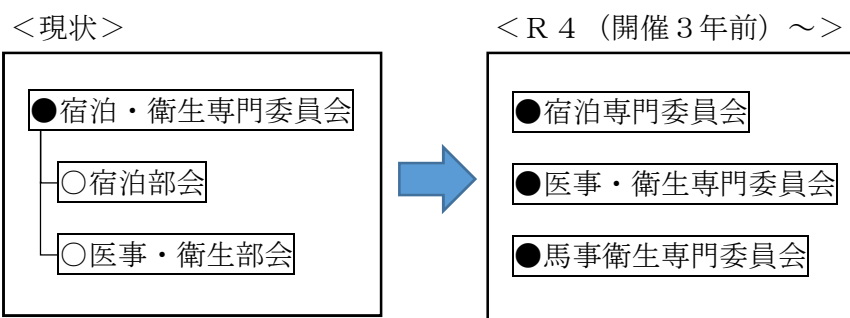
- ・ 県は「宿泊施設充足対策要項」を定め、市町の行う充足対策を支援する。
- ・ 市町は、可能な限り会場地市町内で配宿するため、営業宿泊施設の客室提供の促進を図るとともに、転用施設の調査や国スポ民泊の実施を検討し、宿舎不足の解消に努める。

宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、両大会の運営方法は一部変わっていくことが想定される。このことから、宿泊、医事および衛生分野の諸対策について、先催県から情報収集を行い、With コロナ/After コロナの運営方法を検討していく必要がある。そこで、より専門的に検討していくため、宿泊・衛生専門委員会および部会を3つの専門委員会に再編成する。

2. 再編成案



3. 専門委員会設置規程 改正案

宿泊・衛生専門委員会および部会を再編成するため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程」を別紙のとおり改正する。

4. スケジュール（予定）

R 4. 3月：常任委員会の開催（専門委員会設置規程の改正（案）の審議）

R 5. 2月：宿泊専門委員会、医事・衛生専門委員会、馬事衛生専門委員会の開催

R 3年度（開催4年前）		R 4年度（開催3年前）
1月	3月	2月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会 （専門委員会設置規程の改正（案）の審議） ・ 宿泊・衛生専門委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 馬事衛生専門委員会 ・ 医事・衛生専門委員会 ・ 宿泊専門委員会

5. 委員構成（予定）

①宿泊専門委員会

区分	機関・団体名
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
	日本旅行業協会滋賀県地区委員会
	滋賀県旅行業協会
	びわこビジターズビューロー
食事	滋賀県栄養士会
	滋賀県調理師会
スポーツ	滋賀県スポーツ協会
	滋賀県障害者スポーツ協会
市町	滋賀県市長会
	滋賀県町村会
県	循環社会推進課
	障害福祉課
	生活衛生課
	観光振興局

②医事・衛生専門委員会

区分	機関・団体名
医療救護	滋賀県医師会
	滋賀県歯科医師会
	滋賀県薬剤師会
	滋賀県看護協会
	滋賀県病院協会
	日本赤十字社 滋賀県支部
食品・衛生	滋賀県食品衛生協会
	滋賀県保健所長会
県	医療政策課
	感染症対策課
	薬務課
	生活衛生課

③馬事衛生専門委員会

滋賀県獣医師会および滋賀県畜産課以外の委員は検討中

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 新旧対照表

改正前				改正後			
種類	付託事項	委任事項		種類	付託事項	委任事項	
<p>本則および附則 省略 別表 (第2条関係)</p>							
<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>			<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>			
<p>本則および附則 省略 別表 (第2条関係)</p>							
<p>種類 省略</p>	<p>付託事項</p>	<p>委任事項</p>		<p>種類 省略</p>	<p>付託事項</p>	<p>委任事項</p>	
<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>省略</p>			<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>省略</p>		
<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>	<p>1 <u>宿泊の基本的事項に 関すること。</u> 2 <u>医事・衛生の基本的事 項に関すること。</u> 3 <u>その他宿泊および医 事・衛生に係る重要な事 項に関すること。</u></p>	<p>1 <u>宿泊業務に関するこ と。</u> 2 <u>標準献立および食品調 達に関すること。</u> 3 <u>医療救護および防疫に 関すること。</u> 4 <u>食品衛生および環境衛 生に関すること。</u> 5 <u>馬事衛生に関するこ と。</u> 6 <u>その他宿泊および医事 衛生に関すること。</u></p>		<p>(削除)</p>			

